

伊勢原市小規模防災備蓄倉庫管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時等の応急対策に使用する資機材等を備蓄するため、市又は伊勢原市自主防災組織育成指導要綱（平成11年4月1日告示第27号）第3条に基づき認定された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）が設置する小規模防災備蓄倉庫（以下「小規模倉庫」という。）の設置、管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「管理者」とは、小規模倉庫及び当該倉庫に備蓄する資機材等の管理及び運用を行う者をいう。

2 この要綱において「備蓄資機材等」とは、小規模倉庫に保管する災害応急対策用の資機材、物品その他これらに類するものをいう。

(小規模倉庫の規格及び条件)

第3条 設置する小規模倉庫は、次の各号に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 土地に自立して設置できること。
- (2) 奥行の内法が1メートル以下で、地面からの高さが2.3メートル以下、かつ、床面積が5平方メートル以内であること。
- (3) 外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らない構造であること。

(管理者)

第4条 市が設置する小規模倉庫の管理者は、防災主管課長をもって充てる。

2 自主防災組織が設置する小規模倉庫の管理者は、当該自主防災組織の代表者をもって充てる。

3 管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 小規模倉庫の安全管理に関すること。
- (2) 備蓄資機材等の保管、点検、補充及び更新に関すること。
- (3) 鍵の管理に関すること。
- (4) 災害時等における開錠、払出し及び使用状況の把握に関すること。

(安全性の確保等)

第5条 管理者は、小規模倉庫の安全性を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) コンクリート基礎、金属アンカーその他適切な方法により固定し、転倒防止措置を講ずること。
- (2) この要綱に基づき設置した小規模倉庫であることが分かるよう、扉その他見やすい箇所に「小規模防災備蓄倉庫」と表示すること。
- (3) 周囲の通行、避難又は施設管理に支障を及ぼさないよう配慮すること。

(設置台帳等の整備)

第6条 防災主管課長は、小規模倉庫を設置したときは、小規模倉庫設置台帳（第1号様式）を整備し、設置場所、規模、設置年月日その他必要な事項を記録するものとする。

2 防災主管課長は、前項の台帳に、次に掲げる書類を添えて保管するとともに、毎年9月1日時点のものを同年9月末日までに神奈川県県土整備局建築指導課及び平塚土木事務所建築指導課に提出するものとする。

(1) 配置図（設置場所が分かるもの）

(2) 平面図、立面図その他寸法が分かる書類

(3) 設置時の写真（周囲の状況、外観、奥行及び転倒防止措置の施工状況が確認できるもの）

3 第1項の台帳及び第2項の書類は、当該小規模倉庫を廃止した日の属する年度の末日から起算して5年間保存するものとする。

（設置に係る報告）

第7条 市又は自主防災組織が小規模倉庫を設置しようとするときは、防災主管課長は、あらかじめ県土整備局建築指導課及び平塚土木事務所建築指導課に小規模倉庫の設置に関する報告書（第2号様式）を提出するものとする。

2 自主防災組織が小規模倉庫を設置しようとするときは、当該自主防災組織の代表者は、あらかじめ自主防災組織小規模倉庫の設置に関する報告書（第3号様式）を防災主管課長に提出するものとする。

3 防災主管課長は、前項の報告書の提出を受けたときは、第1項に規定する手続を行うとともに、設置に当たり留意すべき事項を当該自主防災組織に通知するものとする。

（備蓄資機材等の管理）

第8条 管理者は、備蓄資機材等について、品目、数量、保管状況及び更新時期を把握し、適切に管理するものとする。

（鍵の管理）

第9条 小規模倉庫の鍵は、管理者が適切に保管し、紛失及び盗難の防止等に努めるものとする。

2 管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時に開錠を行う者を指定することができる。

3 鍵を紛失したときその他管理上支障が生じたときは、管理者は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（災害発生時等の開錠及び使用）

第10条 管理者又は前条第2項の規定により指定された者は、災害発生時その他必要があると認めるときは、小規模倉庫を開錠し、備蓄資機材等を災害応急活動に使用することができる。

2 管理者は、災害時等に備蓄資機材等を使用したときは、使用した品目及び数量の把握に努めるものとする。

（点検）

第11条 管理者は、小規模倉庫及び備蓄資機材等について、毎年度2回、おおむね6か月ごとに、小規模倉庫点検表（第4号様式）により点検を実施するものとする。

2 管理者は、前項の点検の結果、異常があると認めるときは、速やかに修繕、補充、更新その他必要な措置を講ずるものとする。

(廃止)

第12条 小規模倉庫を廃止しようとするときは、市が設置するものにあつては防災主管課長があらかじめ神奈川県県土整備局建築指導課及び平塚土木事務所建築指導課に報告し、自主防災組織が設置するものにあつては当該自主防災組織の代表者があらかじめ防災主管課長に報告するものとする。

2 防災主管課長は、小規模倉庫を廃止したときは、設置台帳を整理し、撤去年月日その他必要な事項を記録するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年3月30日告示第71号）

この告示は、令和8年3月31日から施行する。

第1号様式（第6条関係）
小規模倉庫設置台帳

No.	設置場所		規模等					設置 完了日	撤去 完了日	備考
	名称	住所	幅 (m)	奥行 (m)	地面 から の高 さ(m)	(連結す る場合) 棟数 (棟)	床面積 (㎡)			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

※管理者は、台帳とあわせて各小規模倉庫の配置図、平面図、立面図、写真等を適切に保管する。

第 2 号様式（第 7 条関係）

小規模倉庫の設置に関する報告書

年 月 日

殿

防災主管課長

（ 担当者 _____
内 線 _____ ）

次のとおり小規模倉庫の設置を行いたいので、伊勢原市小規模防災備蓄倉庫管理運用要綱第 6 条の規定に基づき、報告します。

設置場所 及び台数	名称： 住所：
設置時期	年 月
設置倉庫 仕 様	メーカ－： 品番・規格：
添付書類	☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐ 立面図

第 3 号様式（第 7 条関係）

自主防災組織小規模倉庫の設置に関する報告書

年 月 日

防災主管課長 殿

自主防災組織

（ 代表者 _____
電 話 _____ ）

次のとおり小規模倉庫の設置を行いたいのので、伊勢原市小規模防災備蓄倉庫管理運用要綱第 6 条の規定に基づき、報告します。

設置場所 及び台数	名称： 住所：
設置時期	年 月
設置倉庫 仕 様	メーカ－： 品番・規格：
添付書類	☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐ 立面図

小規模倉庫点検表

点検実施日 年 月 日

管 理 者

小規模倉庫名： 点検実施責任者

倉庫	点 検 項 目				異常の有無		特 記 事 項	
	外部	外観状況				有 ・ 無		
		ドアの開閉状況				有 ・ 無		
		ドアの鍵の開閉状況				有 ・ 無		
		倉庫周辺の状況				有 ・ 無		
	内部	備蓄数の状況				有 ・ 無		
		整理状況				有 ・ 無		
		内部壁面状況				有 ・ 無		
鍵の保管								

資 機 材	品 名	数量	異常の有無	備 考	品 名	数量	異常の有無	備 考	
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
			有・無				有・無		
	その他特記事項 ※エンジン付きの機器がある場合は、エンジンの始動テストを行うこと。								